

令和3年度守谷市地域包括支援センター運営方針（案）について

1 第8期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第8期計画」という。）

（1）基本理念

「住み慣れた地域で健やかで幸せに暮らせるもりや」

（2）基本目標

- ① 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり
- ② 高齢者が元気で自立した生活ができるための支援
- ③ 高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供
- ④ 介護保険事業の円滑な実施

（3）重点介護予防プロジェクト

① 認知症対策

- ・ 認知症予防の推進
- ・ 認知症の方を地域で支える見守り支援

② フレイル予防

③ 生活習慣病予防

2 令和3年度地域包括支援センター運営方針（案）

第8期計画の基本目標に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」）の運営方針を次のとおり定めます。

（1）運営方針（案）

- ① 住民の相談に丁寧に対応し、地域や関係機関と連携し、切れ目のない支援体制を構築して行きます。
- ② 地域における医療機関・介護事業者・民生委員・ボランティア等の圏域内関係者とのネットワークを構築していきます。
- ③ 市とセンターの連携を図るため、「地域包括支援センター連絡会議」を定期開催していきます。

（2）重点的取組

① 総合相談支援業務の強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、担当圏域の高齢者の心身の状況や生活実態等を幅広く把握し、適切な支援をしていきます。

市民や地域の民生委員の身近な相談窓口となり、支援が必要な

認知症の方に対して早期に適切な医療や介護サービスにつながるよう、センター職員が認知症初期集中支援チーム員として活動します。

② 地域におけるネットワークの構築

高齢者の適切な支援を行うために、地域における様々な関係者とのネットワークが構築できるよう取組みます。

③ 地域包括支援センター連絡会議の定例開催

市とセンターとの連絡会議を開催することで、南部及び北部センター間の役割分担や連携を図り、センター業務の効果的、一体的な運営を推進します。